

第12号様式（第8条関係）

一般廃棄物処理業 廃止 変更 届出書	
年 月 日	
(宛先) 弥富市長	
届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
年 月 日付け 第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業に係る	
以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
第7条の2第3項 第7条の2第4項 第7条の2第5項	
の規定により届け出ます。	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	
収 集 運 搬 業、 処 分 業 の 区 分	
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	
廃   止	廃 止 事 項
	廃 止 前
	廃 止 後
	廃 止 の 別
変  更	変 更 事 項
	変 更 前
	変 更 後
廃 止 又 は 変 更 年 月 日	年 月 日
廃 止 又 は 変 更 す る 理 由	



## 運搬車両等運搬施設写真貼付欄

斜  
め  
前  
方

「車両番号がはっきり確認できること」

斜  
め  
後  
方

「車両番号がはっきり確認できること」

※足りない場合はコピーすること。

# 収集運搬事業計画書

事業の目的

開始予定 年 月 日から

収集運搬予定事業所一覧表 ( )市・町・村

収集運搬予定事業所	住所	電話番号	取扱廃棄物種類	年間収集見込量 (月見込量)	処理料金	処分先
計	※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※			※ ※ ※ ※

- ※ 各市町村ごとで作成すること。
- ※ 事業所等の契約書の写しを添付すること。
- ※ 新規に契約した場合は、その都度届けること。

# 新旧対照表

変更した事項	新	旧

# 申 告 書

【法人用】

令和 年 月 日

弥 富 市 長

申請者 住 所  
氏 名

〔 法人にあってはその名称および主たる  
事務の所在地ならびに代表者氏名 〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号の下記の条文のいずれにも、該当しないことをここに申告いたします。

## 記

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

# 申 告 書

【役員・個人用】

令和 年 月 日

弥 富 市 長

申請者 住 所  
氏 名

〔 法人にあってはその名称および主たる  
事務の所在地ならびに代表者氏名 〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号の下記の条文のいずれにも、該当しないことをここに申告いたします。

## 記

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの





【公的証明書の日付は3ヶ月以内のものとし、正本は原本・副本は写しを添付するものとする。】

※ 代表者、役員、従業員等の変更

個人事業主	必要書類	法人	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>■新旧対照表</li> <li>■住民票【本籍地記載】</li> <li>■個人事業主の履歴書【写真添付】及び運転免許証の写し【裏・表】</li> <li>■従業員名簿及び運転免許証の写し【裏・表】 (従業員の変更がない場合は上記のものは必要なし)</li> <li>■法第7条第5項第4号の該当しない旨を記載した書類</li> <li>■本市の収集運搬業許可証の写し及び積卸許可証の写し【直近のもの】</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新旧対照表</li> <li>■役員名簿及び履歴書【写真添付】</li> <li>■住民票【本籍地記載】</li> <li>■履歴事項証明書</li> <li>■従業員名簿及び運転免許証の写し【裏・表】 (従業員の変更がない場合は上記のものは必要なし)</li> <li>■法第7条第5項第4号の該当しない旨を記載した書類</li> <li>■本市の収集運搬業許可証の写し及び積卸許可証の写し【直近のもの】</li> </ul>	○

※ 車両変更(増車・減車)

個人事業主	必要書類	法人	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>■新旧対照表</li> <li>■車両調書</li> <li>■車両写真【斜めからの前後二方向】</li> <li>■車検証の写し</li> <li>■本市の収集運搬業許可証の写し及び積卸許可証の写し【直近のもの】</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新旧対照表</li> <li>■車両調書</li> <li>■車両写真【斜めからの前後二方向】</li> <li>■車検証の写し</li> <li>■本市の収集運搬業許可証の写し及び積卸許可証の写し【直近のもの】</li> </ul>	○

※ 弥富市内事業所追加・減少

個人事業主	必要書類	法人	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>■新旧対照表</li> <li>■事業計画書</li> <li>■本市の収集運搬業許可証の写し及び積卸許可証の写し【直近のもの】</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新旧対照表</li> <li>■事業計画書</li> <li>■本市の収集運搬業許可証の写し及び積卸許可証の写し【直近のもの】</li> </ul>	○